

訂正

記者発表資料

平成29年10月11日
農林水産部 林業振興課
地域林業振興班 玉田, 前山 内線2914

林産物の出荷制限解除について

平成29年10月11日, 原子力災害対策本部長 (内閣総理大臣) から, 下記のとおり出荷制限の解除について指示がありましたのでお知らせします。

記

1 出荷制限解除の対象

9

- (1) 平成24年5月7日付けで原子力災害対策本部長 (内閣総理大臣) から, 出荷制限が指示されていた色麻町で産出された「しいたけ」(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)のうち「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル(露地栽培編)」(以下「県栽培管理基準」という。)に即して生産され, 基準値以下であることが確認された「しいたけ」。

※ 解除の対象となる生産者数 色麻町内生産者1名

- (2) 平成24年6月29日付けで原子力災害対策本部長 (内閣総理大臣) から, 出荷制限が指示されていた栗原市 (旧若柳町) で産出された「たけのこ」

2 解除後の出荷管理及び検査等

- (1) 色麻町で産出された「原木しいたけ (露地栽培)」

- ① 解除の対象となる生産者は, 県の生産者認証登録を受け出荷する (県, 町のホームページで氏名等を公表し, 農業協同組合, 直売所, 卸売市場等へ周知)。
- ② 認証登録された生産者が出荷する場合は, 出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。
- ③ 解除された生産者は, 県栽培管理基準に基づき, 解除ロットごとに1検体の出荷前検査を行う。
- ④ 県は出荷期間中に色麻町内で毎月1検体の定期検査を行う。

- (2) 栗原市 (旧若柳町) で産出された「たけのこ」

- ① 県は「たけのこ」の発生状況を確認しながら, 3検体以上の出荷前検査を行い, 基準値以下であることを確認した上で出荷する。
- ② 出荷される「たけのこ」の安全性を確保するため, 過去の検査で50ベクレル/kgを超えた竹林や, 過去に検査を行っていない竹林から出荷しようとする場合は, 県が事前に検査を行い, 基準値以下であることを確認する。
- ③ 県は発生期間中は1週間に1回を基準とした定期検査を実施する。
- ④ 県は栗原市やたけのこ生産者等で構成される協議会と連携し, 生産者ごとに竹林所在地や出荷先などを記録した台帳を作成し, 出荷管理を徹底する。
- ⑤ 県は市町村と連携し, 宮城県内で出荷制限が継続されている市町村の「たけのこ」を扱わないことや, 市町村名の表示のない「たけのこ」については, 生産地の市町村名を確認のうえ, 適切な表示により流通させることを要請するとともに, これら流通拠点を巡回指導する。

3 参考

(1) 原木しいたけ（露地栽培）

① 出荷制限の状況

白石市，角田市，蔵王町，*七ヶ宿町，村田町，*川崎町，丸森町，*仙台市，名取市，*大和町，富谷市，*大衡村，*大崎市，*加美町，*色麻町，*栗原市，*登米市，石巻市，東松島市，*気仙沼市，*南三陸町（21市町村）

* 一部出荷制限解除：仙台市7名，大和町1名，大崎市3名，登米市5名，南三陸町3名，気仙沼市1名，加美町6名，色麻町1名，栗原市3名，川崎町1名，大衡村1名，七ヶ宿町1名

計33名の生産者

② 出荷制限解除の仕組み

生産者及び生産ロット（植菌年や栽培管理方法等が同一のもの）ごとに，国に対し出荷制限解除の申請を行い，制限解除の指示を受ける。

なお，「たけのこ」などのように，地域単位で制限が解除されるものではない。

(2) たけのこ

① 出荷制限の状況

丸森町（旧金山町，旧大張村，旧館矢間村，旧大内村，旧筆甫村）
栗原市（旧栗駒町，旧一迫町，旧鶯沢町，旧金成町，旧花山村）
大崎市（旧三本木）

② 出荷制限解除の状況

平成26年 4月17日 丸森町（旧耕野村）
平成27年 4月24日 白石市，丸森町（旧丸森町，旧小斎村）
平成27年 7月17日 栗原市
（旧築館町，旧高清水町，旧瀬峰町，旧志波姫町）
平成29年10月11日 栗原市（旧若柳町）

③ 出荷制限解除の仕組み

市町村又は旧市町村単位で出荷制限解除の申請を行い，その地域の範囲で制限解除が指示される。

※ 10月11日現在の宮城県内の出荷制限の出荷制限品目及び出荷自粛品目については，別紙のとおりです。

林産物の出荷制限及び自粛等の状況

：直近で出荷制限の解除、一部解除（○）は解除された生産者数

平成29年10月11日

市町村名	原木しいたけ (露地)	原木しいたけ (施設)	くさそで つ(こみ)	こしあぶら	たけのこ	たらのめ (野生)	ぜんまい	わらび	原木ムキケ	野生きのこ	原木なめこ	備 考 (制限or自粛)
白石市	●24.1.16				(●)H24.5.1 ※27.4.24解除							制1
角田市	●24.1.16											制1
蔵王町	●24.3.15											制1
七ヶ宿町	●24.5.10 ※29.7.11(1名)解除			●24.5.11								制2 一部解除1
村田町	●24.4.5									●28.9.12		制2
川崎町	●24.5.7 ※28.12.22(1名)解除											制1 一部解除1
丸森町	●24.3.8				●24.5.1 ※26.4.17 旧網野村解除 ※27.4.24 旧丸森町、旧小 瀬村解除		●24.5.11					制3 一部解除1
仙台市	●24.4.27 ※27.2.18(2名)解除 ※27.7.21(3名)解除 ※28.1.8(2名)解除									●26.9.24		制2 一部解除1
名取市	●24.4.27											制1
富谷市	●24.5.7											制1
大和町	●24.5.7 ※27.2.18(1名)解除			●25.5.7								制2 一部解除1
大衡村	●24.5.18 ※29.3.31(1名)解除	○25.12.18 ※27.12.25(2名)解除 ※29.5.25(1名)解除										制1、自1 一部解除2
大崎町	●24.4.20 ※27.4.10(1名)解除 ※27.9.28(1名)解除 ※28.9.27(1名)解除		(●)24.4.27 ※H27.6.23 (露地) H28.5.23(野 生)解除	●24.5.9	●28.6.7 旧三本木町に 限る	●26.4.25	●24.5.17	○25.5.22		●24.10.18		制6、自1 一部解除1
加美町	●24.4.27 ※27.9.11(2名)解除 ※28.9.27(1名)解除 ※28.12.19(1名)解除 ※29.4.6(1名)解除 ※29.8.8(1名)解除		(●)24.5.2 ※27.5.25解除									制1 一部解除1
色麻町	●24.5.9 ※28.10.11(1名)解除											制1 一部解除1
栗原市	●24.4.12 ※28.1.25(1名)解除 ※28.6.2(1名)解除 ※28.12.7(1名)解除		●24.4.27	●24.5.7	●24.6.29 ※27.7.17 旧築館町、旧高 清水町、旧瀧峰 町、旧志波尾町 解除 ※29.10.11 旧若柳町解除	●26.4.25			○23.11.16 ※28.2.2 (1名)解除	●24.10.18		制6、自1 一部解除2
石巻市	●24.4.19											制1
東松島市	●24.4.25											制1
登米市	●24.4.25 ※26.8.28(2名)解除 ※27.2.13(2名)解除 ※28.4.22(1名)解除			●24.5.7								制2 一部解除1
気仙沼市	●24.4.11 ※27.8.25(1名)解除		(●)24.5.9 ※29.7.24 解除	●24.5.11		●26.4.25	●24.5.11				○24.11.2 ※28.2.10 (1名)解除	制4、自1 一部解除2
南三陸町	●24.4.11 ※27.7.17(1名)解除 ※27.12.25(1名)解除 ※29.1.6(1名)解除			●24.5.9								制2 一部解除1
出荷制限計	21	0	1	7	3	3	3	0	0	4	0	制4.2
出荷自粛計	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	自4

凡 例 ●出荷制限指示の月日○出荷自粛要請の月日※出荷制限解除の月日

解除された原木しいたけ(露地栽培)生産者数:計33名
解除された原木しいたけ(施設栽培)生産者数:計3名
解除された原木むきたけ(露地栽培)生産者数:計1名
解除された原木なめこ(露地栽培)生産者数:計1名

※「出荷自粛」と「出荷制限」

・「出荷自粛」は、その市町村(A)で初めて基準値を超えた場合、知事から生産者に対して「出荷自粛」を要請する。
・「出荷制限」は、「出荷自粛」市町村の周辺市町村(B)において、同一品目から基準値を超えた場合に、(A)(B)の市町村に対して原子力安全対策本部長(内閣総理大臣)から出荷注「原木しいたけ(露地)(施設)、原木むきたけの出荷制限解除・自粛解除は、すべて「県の定める管理計画に基づき管理されることが確認できた特定の生産者に対する限定解除」であり、()内の人数は、解除日より新たに出荷再開できることになった人数である。